

## IASB Update

### 2019年2月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュール・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 2 月 7 日（木）と 8 日（金）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [IFRS for SMEs®基準—レビューとアップデート](#)
- [経営者による説明](#)
- [基本財務諸表](#)
- [IFRS 第 17 号「保険契約」の修正](#)
- [IBOR 改革と財務報告に対する影響](#)

### IFRS for SMEs®基準—レビューとアップデート（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は 2019 年 2 月 7 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括的レビューについて議論した。

アジェンダ・ペーパー30A（審議会に情報目的のみで提供された）は、IFRS for SMEs 基準の動向について、審議会の 2015 年の最初の包括的レビューを含めて、記述したものであった。

#### IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括的レビューに関するプロジェクト計画（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は、IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括的レビューのプロジェクト日程案を設定した。

14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

審議会は、情報要請では、IFRS for SMEs 基準を完全版 IFRS 基準及び現時点で IFRS for SMEs 基準にまだ織り込まれていない修正を考慮に入れて更新すべきかどうか、その場合、どのように更新すべきかについて、具体的に意見を求めるべきであると暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

審議会は、どのトピックを今後のボード会議で議論するのかについても決定した。

14 名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

2019 年 3 月に、審議会は、IFRS for SMEs 基準の範囲と、完全版 IFRS との関係について議論する計画である。

#### 関連情報

##### 今後の IASB 会議：

2019 年 3 月 11–15 日

2019 年 4 月 8–12 日

2019 年 5 月 13–17 日

##### IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は  
[こちら](#)

##### 要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議  
の要約のオーディオ（ポ  
ッドキャスト）は

##### プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は  
[こちら](#)

## 経営者による説明（口頭でのアップデート）

審議会は2019年2月7日に会合し、本プロジェクトに関するアップデート及び2019年1月に開催された経営者による説明に関する諮問グループからのメッセージを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

次の諮問グループ会議は2019年4月に開催される。審議会は、5月のボード会議で本プロジェクトに関する議論を継続する予定である。

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2019年2月7日に会合し、次のことについて議論した。

- 金融企業の財務業績の計算書における収益及び費用の分類（2018年9月会議からの議論のフォローアップ）
- キャッシュ・フロー計算書に関する2つの未解決の論点
- 集約及び分解表示に関する追加的な提案

### 金融企業による収益及び費用の分類（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、この論点を下記に関して検討した。

- a. 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業
- b. 主要な事業活動の過程で、個別に、かつ企業が保有している他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産に投資している企業

2018年9月に決定したアプローチを改訂するにあたり、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- c. 上記(a)に示した種類の企業は、営業利益に次のいずれかを含めることを要求される。
  - i. 財務活動から生じる費用と現金及び現金同等物から生じる収益のうち、顧客へのファイナンスの提供に関連するもの
  - ii. 財務活動から生じる費用及び現金及び現金同等物から生じる収益のすべて

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

- d. 上記(a)に示した種類の企業は、財務活動から生じる費用又は現金及び現金同等物から生じる収益を営業利益の下に表示していない場合には、「財務及び法人所得税前利益」の小計を表示してはならない。これは、こうした企業が財務業績の計算書において、財務活動から生じたものではない負債に係る割引の振戻しを表示している場合であっても、当てはまる。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 上記(b)に示した種類の企業は、営業利益に、主要な事業活動の過程で行った投資から生じた収益（費用）を含めることを要求される。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### キャッシュ・フロー計算書に関する未解決の論点（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は、2017年12月の暫定的決定を修正して、営業キャッシュ・フローの間接法による調整の出発点は、すべての企業について営業利益の小計とすることを暫定的に決定した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. すべての企業は次のように分類しなければならない。
  - i. 支払配当によるキャッシュ・フローを、財務キャッシュ・フローとして
  - ii. 持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業からの受取配当を、投資キャッシュ・フローとして

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 金融企業（主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業、ないしは主要な事業活動の過程で、個別に、かつ企業が保有している他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産に投資している企業）は、受け取った配当、支払った利息及び受け取った利息から生じたキャッシュ・フローを、それぞれキャッシュ・フロー計算書の単一のセクションに分類しなければならない。金融企業は、これらのキャッシュ・フローを分類すべきセクションを次のように決定しなければならない。
  - i. 企業が関連する収益（費用）を財務業績の計算書の単一のセクションに表示する場合には、企業は関連するキャッシュ・フローを当該セクションに表示しなければならない。
  - ii. 企業が関連する収益（費用）を財務業績の計算書の複数のセクションに表示する場合には、企業は関連するキャッシュ・フローを表示すべきキャッシュ・フロー計算書のセクションに関して会計方針の選択を行わなければならない。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

#### **集約及び分解表示に関する追加的な提案（アジェンダ・ペーパー21C）**

審議会は、文言の改善を条件として、財務諸表の作成に関わるステップについて審議会が2017年3月に決定したガイダンスを、次のものに置き換えることを暫定的に決定した。

- a. 集約及び分解表示が次のものを伴う旨の記述
  - i. 個々の取引又は他の事象の影響を、資産、負債、資本、収益及び費用に分類すること
  - ii. 資産、負債、資本、収益及び費用を、特徴（例えば、性質、機能、測定基礎又は他の特徴）に基づいてグループに区分し、基本財務諸表において少なくとも1つの特徴を共有する行項目を表示すること
  - iii. 基本財務諸表に表示する行項目を、追加的な特徴に基づいて区分し、項目に重要性がある場合には、注記において区分開示すること
- b. アジェンダ・ペーパー21Cで議論した線に沿った補強的なガイダンス

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、審議会は、重要性のない項目で構成されている重要性のある残高について、次のような追加のガイダンスを設けることを暫定的に決定した。

基本財務諸表に表示する項目又は注記に開示する項目は、それらが集約する項目を忠実に表現する方法で記載しなければならない。忠実な表現は、集約の基礎となる共通の特徴を記述する項目名を使用することによって達成できる。財務諸表を作成するにあたり、企業は、他の項目と特徴を共有していないと思われ、重要性がないが、集約した場合には重要性のある残高となる項目を識別する場合がある。これらの項目に「その他」のような記述的でない名称を付すことは、追加的な情報がなければ、これらの項目を忠実に表現しないことになる。これらの項目を忠実に表現するために、企業は次のようにしなければならない。

- a. その重要性のない項目が、他の重要性のない項目と類似した特徴を共有していて、集約された項目を忠実に表現する方法で記述できる重要性のある項目を作り出すように集約することができるかどうかを再検討する。

- b. 集約された項目を、集約のレベルを変更せずに、異質な項目を忠実に表現する方法で記述できるかどうかを検討する。
- c. 上記(a)及び(b)が実務上不可能である場合には、集約された項目の構成に関する情報を注記に開示する（例えば、「この残高は、いくつかの関連のない重要性のない金額で構成されており、そのうち最大の残高は、不動産維持管理費用 CU10 である」）。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### 今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックを今後のボード会議で引き続き議論する。

## IFRS 第 17 号「保険契約」の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2019 年 2 月 7 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の下記のトピックに関する考え得る修正を検討した。

- 重大な保険リスクを移転する貸出金 — アジェンダ・ペーパー2A
- 経過措置 — アジェンダ・ペーパー2B、2C 及び 2D

#### 重大な保険リスクを移転する貸出金（アジェンダ・ペーパー2A）

審議会は、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲を、保険契約のうち当該契約によって創出された保険契約者の義務の決済のためだけに保険カバーを提供するものについて、修正することを暫定的に決定した。これらの修正により、このような契約を発行している企業が当該契約を IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号のいずれかを適用して会計処理することが可能となる。この選択は、IFRS 第 17 号のポートフォリオの定義を用いて、ポートフォリオごとに行われる。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### 経過措置 — 選択制と比較情報（アジェンダ・ペーパー2B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号の経過措置を維持し、当該経過措置に含まれている選択肢を削減するような修正は行わない。
- b. IFRS 第 17 号の適用開始日の直前の事業年度について、修正再表示後の比較情報を表示するという IFRS 第 17 号の要求を維持する。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 経過措置 — リスク軽減オプションと、移行時にその他の包括利益に累積されている金額（アジェンダ・ペーパー2C）

審議会は、リスク軽減オプションの遡及適用を禁止している IFRS 第 17 号の経過措置を維持することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。審議会はスタッフに、当該オプションを遡及適用しないことの結果に関する利害関係者の懸念に対処する代替的な提案を引き続き検討するよう依頼した。

審議会は、その他の包括利益に含まれている累計額に関する IFRS 第 17 号の経過措置を維持することも暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 経過措置 — 修正遡及アプローチ（アジェンダ・ペーパー2D）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号に示されている修正遡及アプローチにおける下記の経過措置を維持する。
  - i. 企業に関連する IFRS 第 17 号の要求事項を遡及適用するための合理的で裏付け可能な情報を有している範囲では、企業が特定修正 (specified modification) を使用することを禁止する。
  - ii. 企業が当該修正を適用するための合理的で裏付け可能な情報を有している場合にのみ、企業が特定修正を使用することを認める。
- b. 修正遡及アプローチについての IFRS 第 17 号の経過措置を維持し、修正遡及アプローチの目的と整合すると企業がみなす企業自身の修正 (modification) を開発することを企業に認めるような修正は行わない。しかし、審議会は、特定修正の存在が見積技法の正常な使用を妨げるものではない旨をペーパーで明確化することが重要であることに留意した。
- c. 保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関連する負債について、IFRS 第 17 号の経過措置を次のように修正する。
  - i. 修正遡及アプローチに特定修正を加え、そうした負債を企業が「発生保険金に係る負債」に分類するようにする。他の特定修正と整合的に、企業は、この特定修正を、遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲で使用することが認められる。
  - ii. 公正価値アプローチを適用する企業に、このような負債を発生保険金に係る負債に分類することを認める。
- d. 修正遡及アプローチにおける、発生すると見込まれたキャッシュ・フローを遡及的に見積るのではなく代わりに、発生したことが判明しているキャッシュ・フローを使用することに関しての、修正遡及アプローチにおける特定修正を修正なしに維持する。
- e. 直接連動有配当保険契約についての修正遡及アプローチを維持し、このような契約に、直接連動有配当保険契約以外の保険契約について認められる特定修正を適用することを企業に認めるような修正は行わない。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は、IFRS 第 17 号の考え得る修正に関する議論を今後の会議で継続する。

## IBOR 改革及び財務報告に対する影響 (アジェンダ・ペーパー14)

審議会は 2019 年 2 月 8 日に会合し、IBOR 改革前に生じる可能性のある懸念に対処する IFRS 基準の修正案について議論した。IBOR 改革の施行時 (すなわち、契約が実際に修正される時) に財務報告に影響を与える論点は、本プロジェクトの第 2 フェーズの間に議論される。

審議会は、IBOR 改革から生じる不確実性に関する懸念に対処するために IFRS 基準を修正することで合意したが、審議会は、IBOR 改革から生じる基礎となる経済上の影響を財務報告に表現すべきであることを強調した。より具体的には、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「非常に可能性が高い」という要求について、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を修正し、IBOR の潜在的な置換えの一般的条件 (時期及び詳細) をめぐる不確実性の影響からの救済措置を設ける。特に、予定取引が発生する可能性を評価する際に、企業は IBOR に基づく契約条件が変更なしに維持されると仮定することができる。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 経済的関係の存在（IFRS 第 9 号で要求）及びヘッジが相殺を達成する上で非常に有効であるという予想（IAS 第 39 号で要求）について、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正し、IBOR の潜在的な置換えの一般的条件（時期及び詳細）をめぐる不確実性の影響からの救済措置を設ける。特に、これらの評価を行う際に、企業はそうした評価をヘッジ手段とヘッジ対象からの既存の契約上のキャッシュ・フローに基づいて行うべきである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. IBOR リスク要素が、ヘッジ関係の開始時に独立に識別可能であるという要求を満たしている場合には、識別が将来において IBOR 改革の影響を受ける可能性はあるが、企業がヘッジ会計を継続することを認めるべきである。さらに、審議会は、ヘッジ関係の開始時に独立に識別可能ではないリスク要素については、救済措置を設けるべきではないと暫定的に決定した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 企業は、指定された将来のキャッシュ・フローの性質及び時期が確定している場合には、提案される救済措置の適用を中止すべきである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 企業は、提案される救済措置を適用している範囲についての具体的な開示を提供すべきである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- f. 企業は、修正案を遡及適用すべきである。この修正の発効日の提案は、2020 年 1 月 1 日で早期適用を認めるというものである。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 今後のステップ

審議会は、下記のトピックについて今後の会議で議論する。

- a. 提案する救済措置の任意適用
- b. 将来キャッシュ・フローの性質及び時期に関する確実性と、提案する救済措置の終了との相互関係

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。